医療安全に関する
日本薬剤師会の取り組み

- 日本薬剤師会では、国民の医薬品使用の安全性確保を目的として、各種事業を推進しています。
- 本年度においては、医療安全全国担当者会議の開催や、「調剤行為に起因する問題・事態が発生した際の対応マニュアル」、「医療安全にかかる法的知識の基礎」等の冊子の作成を行っております。
- また、医療安全推進週間に先立つ10月17日～23日には、「薬と健康の週間」（主催：厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会、後援：文部科学省、独立行政法人　医薬品医療機器総合機構、日本製薬団体連合会、全日本医薬品登録販売者協会、全国配置薬協会、全国医薬品小売商業組合連合会、麻薬・覚せい剤乱用防止センター ）に合わせ、全国各地で医薬品を正しく使用することの大切さ等につき、国民に積極的な啓発活動を行いました。
- さて、医療安全全国共同行動の９つの行動目標の中の薬剤に関する取り組みでは、「危険薬の誤投与防止」がクローズアップされています。一方、本会としては、薬剤そのものの適切な使用についても重要な視点であると考えております。
- すでにご存知とは思いますが、薬剤師は、処方箋受付後、薬歴やお薬手帳、患者インタビューから様々な情報（服薬状況、併用薬、他科受診の有無、アレルギー歴、副作用歴、既往歴、生理機能、服薬支援の必要性、生活環境、残薬の有無など）を収集し、その情報を基に安全で有効な薬物治療であるかを確認します。そして、疑義がある時には、医師に問い合わせ（疑義照会）を行い、疑義を解決した上で調剤を実施しています。
- 平成25年度に本会が実施した全国薬局疑義照会調査の結果では、疑義照会の発生割合は、受け付けた全処方箋の2.75％あり、そのうち約３／４が処方変更となりました。
- 単独施設内での医療安全の確保も重要な課題でありますが、疑義照会のように、医療機関ー薬局間での医療安全対策も、国民がよりよい医療、質の高い医療を受けるために必要であると考えられます。
- よく言われてることではありますが、患者宅を病室、街の道を病棟の廊下と考えれば、地域は大きな一つの医療機関です。
- 日本薬剤師会では、今後とも、国民の医薬品使用の安全性確保を目的とした活動を行う所存です。